

湖西市規則第3号

湖西市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月16日

湖西市長

田内 浩之

湖西市会計規則の一部を改正する規則

湖西市会計規則（昭和53年湖西市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第45条の2の次に次の1条を加える。

（インターネットバンキングによる支払）

第45条の3 第45条の規定にかかわらず、官公署の発する納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費については、インターネットバンキング（金融機関が提供するインターネットを利用した金融取引サービスをいう。）を利用して指定金融機関に口座振替の手続をさせることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。